

## 寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、令和3年6月25日付、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について」にある私立学校法の趣旨を踏まえ、理事会及び評議員会の運営に係る一部規定を変更するため、現行の寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第17条第5項中、理事会の招集者を理事及び監事へ、またその際の開催通知を書面及び電磁的方法へ追加変更する。  
(事由)私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図るため、現行でも実施している理事会への監事の参加・同席を明記すると共に、開催通知を書面通知としていたことに電磁的方法を追加するため。
2. 第17条第11項中、理事会にあらかじめ意思表示した者は出席者とみなすことについて、意思表示の方法に書面の他に電磁的方法を追加変更する。  
(事由)私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図るため、現行でも実施している電磁的方法による意思表示方法を明記するため。
3. 第19条第1項中、議事録記載内容に理事会開催場所以外からウェブ会議等により参加した場合の参加方法を追加する。  
(事由)私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図るため、現行でも実施している電磁的方法による開催場所と異なる場所からの参加状況を明記するため。
4. 第19条第2項中、議事録の署名押印者に参加出席した監事を追加する。  
(事由)私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図るため、現行でも議長及び2名以上の出席理事の署名押印としていた部分に、参加出席した監事も含めることに変更するため。
5. 第20条第5項中、評議員会の招集者を評議員及び監事へ、またその際の通知を書面及び電磁的方法へ追加変更する。  
(事由)私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図るため、現行でも実施している評議員会への監事の参加・同席を明記すると共に、開催通知を書面通知としていたことに電磁的方法を追加するため。

6. 第21条第1項中、評議員会の議事録については理事会議事録を準用した記載内容へ変更すると共に、同条に第2項を追加し、議事録の署名押印者に参加出席した監事を追加する。

(事由) 私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化を図るため、評議員会議事録の記載内容を理事会議事録と同様に電磁的方法による開催場所と異なる場所からの参加状況を明記するため。また、現行でも議長及び2名以上の出席評議員の署名押印としていた部分に、参加出席した監事も含めることに変更するため。

7. 附則として次の附則を加える。

附 則

令和5年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

## 寄附行為の一部変更に係る新旧対照表

学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム

### 新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(理事会)</p> <p>第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>5 理事会を招集するには、各<u>理事及び監事</u>に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を<u>書面又は電磁的方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合は、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。</p> <p>9 第14条第2項及び前項の規定に基づき、理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</p> <p>10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。</p> <p>11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>5 理事会を招集するには、各<u>理事</u>に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を<u>書面</u>により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合は、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。</p> <p>9 第14条第2項及び前項の規定に基づき、理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</p> <p>10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。</p> <p>11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき<u>書面</u>をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>

1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事がこれに署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。

9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席

1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上がこれに署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。

9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席

がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録について準用する。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

附 則

令和5年3月28日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。  
この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(新設)